

# 明治初期の死刑宣告の動向

——京都府史登載の全死刑宣告事件を素材に——（1）

永 田 憲 史

## 目 次

第1章	問題意識
第2章	明治初期の死刑執行方法に関する規定及びその変遷（以上本号）
第3章	明治初期の死刑宣告を担った機関及びその変遷
第4章	明治初期の死刑宣告手続及びその変遷
第5章	京都府史登載全死刑宣告事件の紹介
第6章	京都府史登載全死刑宣告事件の概況
第7章	梟首・梟示の宣告事件の分析
第8章	刎首・斬首の宣告事件の分析
第9章	絞首の宣告事件の分析
第10章	明治初期における絞首の位置付け

## 第1章 問題意識

我が国において、絞首刑の執行方法に関する基本的事項を規定した唯一の根拠法規と考えられているのは、明治6年<sup>1)</sup>2月20日に頒布された絞罪器械圖式（明治6年太政官布告第65號）（絞架全圖について、図1）である<sup>2)</sup>。絞罪

1) 以下、明治年間の西暦については省略する。和暦と西暦の対応は、以下の通りである。

明治	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
西暦	1868	1869	1870	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882

2) 法務省刑事局及び矯正局の回答によれば、最大判昭36年7月19日刑集15巻7号1106頁が言渡された時点において、その他には特別の命令、通達等は全く存在していなかったとされる。栗田正「本件判解」曹時13巻9号（1961）135頁以下、139頁〔法曹会編『最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和36年度』（法曹会、1973）189頁以下所収〕。この状況は同判例から約60年以上が経過した今日に至るまで変わらない。

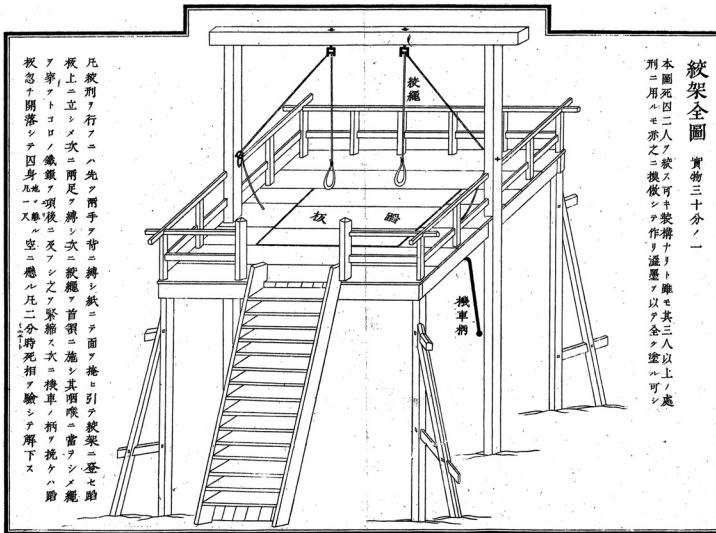


図1 絞罪器械圖式 絞架全圖

器械圖式は、未だ帝国議会在開設される前に太政官布告として頒布されていて、法律の形式を採っていないため、その有効性が争われているところ、最高裁は、「布告は……法律と同一効力を有するものとして有効に存続しているといわなければならない」として<sup>3)</sup>、絞罪器械圖式が有効であることを認めている。

絞罪器械圖式は、別稿で分析したように<sup>4)</sup>、器械の図面であるにもかかわらず、具体的な寸法や材木の種類が記載されておらず、それ自体として、絞罪器械の内容を十分に示しているとは到底言えないものであった。しかも、熊谷県(現在の群馬県の大半と埼玉県の一部)<sup>5)</sup>で階子の位置が異なる仕様書が政府に承認されたり、一部の府県で上家が設置されたりしたように、各府県における絞罪器械の設置実務においても、絞罪器械圖式が意図する仕様を徹底しようと

3) 最大判昭36年7月19日刑集15卷7号1106頁。  
 4) 拙稿「絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務——明治初期の絞首刑の執行を巡る資料を読み解く——」関西大学法学論集68卷5号(2019)93頁以下。  
 5) 熊谷県は、絞罪器械圖式布告後の明治6年6月15日に、入間県と群馬県(当時)が廃止されて設置された(明治6年太政官布告第214號)。

する姿勢は乏しかった。また、政府も、そのような設置に対して内規通り費用の3分の1を負担するなど、絞罪器械圖式の内容と異なる絞罪器械の設置を容認していた。このような絞罪器械圖式の内容と絞罪器械の設置実務に鑑みれば、絞罪器械圖式は、明治3年12月20日に頒布された新律綱領（明治3年太政官944號）首卷の獄具圖（絞柱表面、背面及び側面について図2-1、表面装構及び背面装構について図2-2、大懸錘及び小懸錘について図2-3、絞繩及び踏板について図2-4）が定めていた絞柱に代わっておよそ絞架式を導入するという程度の内容しか規定していなかったと理解するのが相当である。そして、上記の文書を踏まえれば、絞罪器械の設置実務においても、その程度のものとして扱われていたと考えるのが自然である。

絞罪器械圖式がこのような扱われ方をされるに至った背景には、絞首刑の位置付けが深く関わっているように思われる。明治初期、絞首刑は死刑執行方法としてどのような位置付けだったのであろうか。

明治初期、我が国の死刑執行方法は、今日唯一規定されている絞首刑のみに留まらなかった。後に詳述するように、当時、絞首刑以外の複数の死刑執行方法が規定され、宣告され、そして執行されていた。絞罪器械圖式が頒布された明治初期に絞首刑とそれ以外の死刑執行方法は、どのように使い分けられていたのであろうか。

本稿では、明治初期に絞首刑及びそれ以外の死刑執行方法がどのような事案に宣告されていたのかを把握することで、当時の絞首刑の位置付けを明らかにし、絞罪器械圖式の取扱いの背景を浮き彫りにすることとしたい。この目的を達成するためには、本来であれば、この時期の全国の死刑宣告事件を全て収集し、分析することが望ましい。もっとも、全ての死刑宣告事件を収集する道のは困難を極めており、資料の散逸等で不可能であるかもしれない。当時の刑事裁判を主に担っていたのが府縣や藩であったことから、明治初期の刑事裁判に関する資料は、国立公文書館に収蔵されていない。これらの資料が保管されているとすれば、各都道府県の公文書館等に収蔵されているはずであるが、それらの資料は未整理等の理由で、容易に入手できるとは言い難い状況にある。

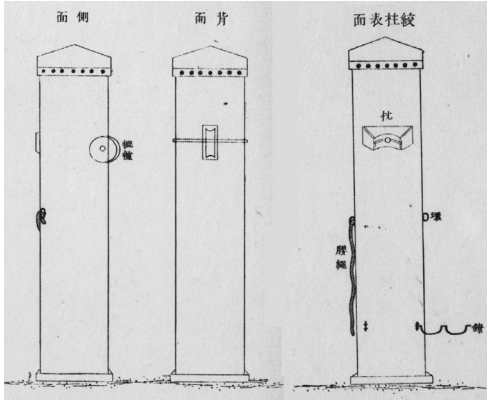


図 2-1

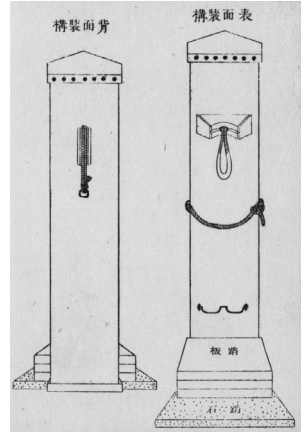


図 2-2

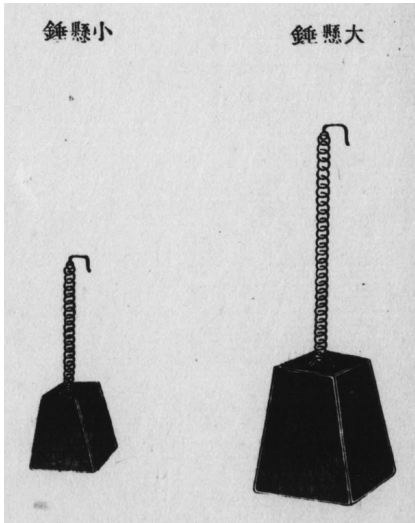


図 2-3

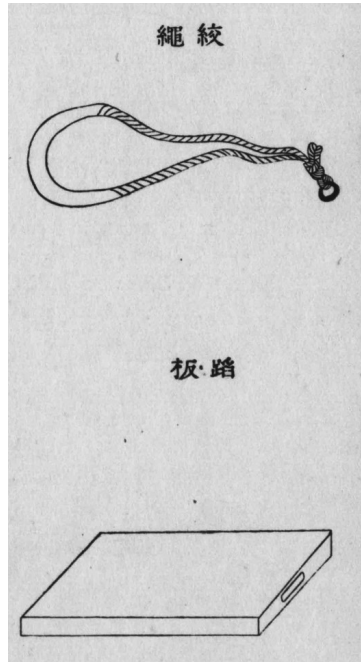


図 2-4

こうした中、京都府においては、明治元年から明治11年までに同府内の司法機関において宣告された死刑宣告事件が『京都府史』に収録されており、編纂時に若干の漏れがあるかもしれないものの、同府内の司法機関における（ほぼ）全ての死刑宣告事件を網羅的に把握することが可能となっている。しかも、当時の京都及びその近辺は、明治政府の施政が一貫して及ぶ地域であり、絞首刑とそれ以外の死刑執行方法の使い分けを窺う格好の場所であると言える。

『京都府史』においては、死刑執行方法、すなわち梟、斬、絞、自裁の別に、原則として宣告年月日順に編纂されている。また、「行刑前牢死スル者」についても、梟、斬の別に編纂されている。このように、『京都府史』においては、絞首刑以外の執行方法が見受けられる。

そこで、まず、明治初期に絞首刑以外の死刑執行方法にどのようなものがあり、絞首刑がどのように登場してきたのかを説明することとしたい。そして、当時、どのような機関において、どのような手続で、死刑が宣告されていたのかを概説することとしたい。その上で、明治初期の京都府の死刑宣告事件を総覧し、分析することで、当時の絞首刑の位置付けに迫ることとしたい。

## 第2章 明治初期の死刑執行方法に関する規定及びその変遷

### 1 幕府法の維持

慶應3年（1867年）10月14日、「政權ヲ 朝廷ニ奉歸」するとして徳川慶喜により大政奉還の上奏がなされた<sup>6)</sup>。同年10月19日、徳川慶喜は、朝廷に対して上疏して、8つの伺を稟請した。そのうちの1つである「刑法ノ儀ハ、召ノ諸侯上京之上御取究可相成ト存候得共、夫迄ノ處ハ仕来ノ通ニテ宜敷候哉」<sup>7)</sup>との伺に対し、同年10月22日、朝廷は、「召之諸侯上京之上規則被相立候得共

---

6) 「十月十四日徳川慶喜奏聞」として内閣官報局『法令全書 慶應3年』（内閣官報局、1887）1頁に収録されている。

7) 「徳川慶喜八条ノ処分ヲ上疏ス」太政類典・第一編・慶應三年～明治四年・第二百六卷・復古始末・復古始末一。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている（2020年10月31日閲覧。以下、インターネットについては、全て同日に閲覧）。  
(<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000840295>)

夫迄之處ハ是迄之通り可心得候事」として（慶應3年第3號）、当分の間、従前通りの法制度を維持することを明らかにした。死刑を含む刑事法についても、当分の間、幕府法に従うこととされたのである。

幕府法の最も重要な法源であったのは、8代将軍徳川吉宗の治世下で寛保2年（1742年）に編纂された公事方御定書である<sup>8)</sup>。もっとも、公事方御定書は、公布されない秘密法典であり<sup>9)</sup>、しかも、寛保2年編纂当時のものは残存していない<sup>10)</sup>。こうした中、寛保2年より後に追加等を踏まえて天保12年（1841年）に作成された、言わば准公式に定本とされたものが、『棠蔭秘鑑』である<sup>11)</sup>。

この『棠蔭秘鑑 享』、すなわち、公事方御定書下巻の百三「御仕置仕形之事」において、鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、死罪、下手人の7種類の死刑執行方法が以下のように規定されていた。

従前々之例

一鋸挽

享保六年極

一日引廻、兩之肩に刀目を入、竹鋸に血を付、側に立置、二日晒、挽可申と申もの有之時は、爲挽候事、

従前々之例

但、田畑、家屋敷、家財共ニ闕所、

従前々之例

一磔

浅草品川におゐて磔に申付、在方ハ悪事いたし候處江差遣候儀も有之、尤科書之捨札建之、三日之内非人番ニ附置、

但、引廻、又ハ科により不及引廻、闕所右同斷、

同

---

8) 平松義郎「徳川禁令考別巻解題」司法省蔵版法制史學會編・石井良助校訂『徳川禁令考 別巻』（創文社、1961）3頁以下、5頁。

9) 平松・前掲注（8）7頁。

10) 平松・前掲注（8）5頁。

11) 司法省蔵版法制史學會編・石井良助校訂『徳川禁令考 別巻』（創文社、1961）11頁以下に収録されている。

明治初期の死刑宣告の動向

一獄門

浅草品川におゐて獄門に掛ル、在方ハ惡事いたし候所江差遣候儀も有之、引廻捨札番人右同斷、

但、於牢舎首を勿、關所右同斷、

同

一火罪

引廻之上、浅草品川におゐて火罪申付ル、在方ハ火を附候所江差遣候儀も在之、捨札番札右同斷、

但、物取にて無之分ハ不及捨札、關所右同斷、

同

一斬罪

浅草品川於兩所之内町奉行組同心斬之、檢使御徒目付町與力、

但、關所、右同斷、

同

一死罪

首を勿、死骸取捨、様者に申付、

但、關所、右同斷

同

一下手人

首を勿、死骸取捨、

但、様者にハ不申付、

同

一晒

日本橋におゐて三日晒

元文五年極

但、新吉原之もの、所之儀ニ付、晒に可成惡事いたし候ハ、新吉原大門口にて晒、

……

公事方御定書の規定は以上のように極めて簡潔であり、鋸挽や磔のように執行自体について記述していない執行方法もある。そこで、執行方法について図を交えながら解説した『刑罪大秘録』<sup>12)</sup>と併せてそれぞれの執行方法の概略を

12) 国立国会図書館のデジタルコレクションとして、天保7年(1836)の写本が『刑罪大秘録 全』のタイトルで公開されている。(http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/7

紹介することとしたい。

鋸挽は、2日晒し、その後1日引廻した上<sup>13)</sup>、両肩に刀目を入れ、竹鋸に被執行者の血を付け、側に立たせ置いて、鋸で被執行者を挽くことを希望する者にそれをさせるというものであって、多くの場合、被害者遺族が望むときには鋸で被執行者を挽かせるというものであった(図3-1)<sup>14)</sup>。鋸挽の場合、最終的に磔により執行するとされていた<sup>15)</sup>。江戸時代初期には、鋸挽により挽殺した事例もあったが、元禄期になると、鋸挽を行なうことを望む者がいなくなり、鋸挽は晒を付加した磔と実質的に同じになったとされる<sup>16)</sup>。鋸挽は、公事方御定書下巻七十一「人殺并疵附等御仕置之事」に刑として規定されていた<sup>17)</sup>。

磔は、磔にして、罪科を記した捨札を建て、3日間非人番を置くもので、引廻をする場合としない場合があった。執行の際は、罪木(図3-2)に被執行者の身体を縄で結び付けた上で、槍を脇腹から肩先へ突き、槍を捻ってから抜くことを左右から代わる代わる20本から30本程度行なうとされていた<sup>18)</sup>。もっとも、江戸中期になると、最初に急所を突いて絶命させることで被執行者に過度の苦痛を与えることを避けるようになったと言われる<sup>19)</sup>。磔は、公事方御定書下巻四十八「密通御仕置之事」、同六十七「似セ金銀拵候もの御仕置之事」、同七十一「人殺并疵附等御仕置之事」等に刑として規定されてい

↘1365404)。また、ベルリン国立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin) のデジタルコレクション (Digitalisierte Sammlungen) として、1850年の写本が『刑罪大秘録』のタイトルで公開されている。〈<http://resolver.staatsbibliothek-berlin.de/SBB000030BC00000000>〉。

13) 引廻しは、犯罪者を馬上に縛し、その罪状を紙織に記し、市内、犯罪者の住所、犯罪の場所等を引廻して衆人に示すという死罪以上の重刑者への付加刑であった。『日本近世行刑史稿 上巻』(財団法人刑務協會、1943) 676頁。

14) 『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注 (13) 739頁。

15) 「鋸引穴晒仕方同枷箱等之圖」『刑罪大秘録』・前掲注 (12)。

16) 『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注 (13) 739頁、瀧川政次郎『日本行刑史 第三版』(青蛙房、1961) 145頁。

17) 主殺について、2日間晒、1日引廻、鋸挽の上で磔とされていた。

18) 「磔御仕置之事」『刑罪大秘録』・前掲注 (12)、『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注 (13) 720-721頁。同728-729頁参照。

19) 瀧川・前掲注 (16) 80頁。





図 3-1 (国立国会図書館デジタルコレクションより)<sup>20)</sup>

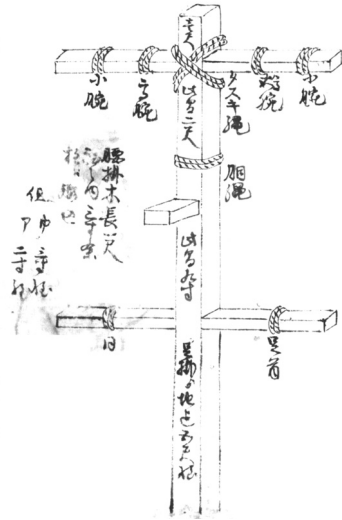


図 3-2 (国立国会図書館デジタルコレクションより)<sup>21)</sup>

た<sup>22)</sup>。

獄門は、梟首とも呼ばれ<sup>23)</sup>、牢内において首を刎ねて獄門に掛け、罪科を記した捨札を建て、3日間非人番を置くもので、引廻をする場合としない場合があった。また、獄門とされた首を晒す期間は3日2夜、捨札は30日間立てた上で取り捨てとすることとされていた<sup>24)</sup>。獄門は、公事方御定書下巻四十八「密通御仕置之事」、同五十一「女犯之僧御仕置之事」、同五十六「盗人御仕置之事」、同六十六「毒薬并似七薬種賣御仕置之事」、同七十一「人殺并疵附等御仕

20) 国立国会図書館のデジタルコレクションとして公開されている。(http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1365404/46)。

21) 国立国会図書館のデジタルコレクションとして公開されている。(http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1365404/43)。

22) 他に、下巻二十「關所を除山越いたし候もの并關所を忍通候御仕置之事」、同四十五「捨子之儀ニ付御仕置之事」、同六十五「申掛いたし候者御仕置之事」に刑として規定されていた。

23) 『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注(13) 685頁。

24) 「獄門罪木同掛ケ候圖」『刑罪大秘録』・前掲注(12)。

置之事」等に刑として規定されていた<sup>25)</sup>。

火罪は、原則として引廻の上、火あぶりにし、罪科を記した捨札を建て、3日間非人番を置くものであった。被執行者を縄で輪竹の中の罪木(図3-3)に結び付けた上で、薪を高く積んで、茅を二重三重に積み上げて火を付け、被執行者の死亡後に被執行者が男性の場合は鼻と陰囊を、女性の場合は乳房を焼くこととされていた<sup>26)</sup>。もっとも、江戸中期になると、火を付ける前に咽喉を切って絶命させることで被執行者を焼き殺すことを避けるようになったと言われる<sup>27)</sup>。火罪は、公事方御定書下巻七十「火附御仕置之事」のみに刑として規定されていた<sup>28)</sup>。

斬罪は、町奉行組同心が首を斬るものであった。被執行者を染縄で縛って羽交い絞めにした上で執行することとされていた<sup>29)</sup>。死骸は刀の利鈍を験するために試し斬りを行う様物(ためしもの)<sup>30)</sup>に用いないとされていた<sup>31)</sup>。斬罪は、主として百姓や町人に対して適用された<sup>32)</sup>。公事方御定書には下巻百三「御仕置仕形之事」において執行方法のみが記載されているに留まる。町奉行所において取扱う武士に関する刑事判例集<sup>33)</sup>である法源『以上并武家御扶持人例

25) 他に、同三十八「廻船荷物出賣出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事」、同四十五「捨子の儀ニ付御仕置之事」、同六十二「謀書謀判いたし候もの御仕置之事」、同六十四「巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事」、同六十八「似せ秤似せ樹似せ朱墨拵候もの御仕置之事」、同七十六「あわれもの御仕置之事」、同八十一「人相書を以尋に可成もの之事」に刑として規定されていた。

26) 「火罪仕方同罪木并仕掛之圖」『刑罪大秘録』・前掲注(12)、『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注(13) 706-707頁。

27) 瀧川・前掲注(16) 80頁。

28) 江戸時代初期には、キリシタンに対する刑罰として火罪が多用されていた。『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注(13) 711-712頁。

29) 「斬罪之事」『刑罪大秘録』・前掲注(12)、『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注(13) 746頁。

30) 「御様之事」、「御様之事并土壇寸法仕掛ケ之圖」、「様物胴名所之圖」『刑罪大秘録』・前掲注(12)、『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注(13) 661-662頁。

31) 瀧川・前掲注(16) 141頁。

32) 瀧川・前掲注(16) 95頁。

33) 平松・前掲注(8) 10頁。「以上」とは御目見以上の略されたものであり、ほぼ旗本を意味し、「武家御扶持人」とは御家人以下の幕臣を意味すると考えられる。↗



下手人は、首を刎ね、死骸は取捨するが、その死骸を様物に用いないものであった。下手人は、公事方御定書下巻五十「男女申合相果候者之事」、同七十一「人殺并疵附等御仕置之事」、同七十七「酒狂人御仕置之事」、同七十八「亂氣ニ而人殺之事」に刑として規定されていた。

このほかの執行方法として、武士には切腹があった。切腹については、咳を合図に本介錯が被執行者の首を斬り、添介錯が被執行者の首を検死役に見せて確認を求める方法が記載されており、その実質は斬首であった<sup>38)</sup>。『以上并武家御扶持人例書』には、五「人殺疵付御仕置之事」に刑として切腹が挙げられているのが見受けられる。

また、キリスト教信者で改宗しない者に対しては、倒磔、牛裂、水磔等のより残虐な執行方法が用いられたと言う<sup>39)</sup>。

このように、江戸時代の死刑執行方法は多岐にわたり、例えば、公事方御定書を見るだけでも、被執行者の首を刎ねて執行するものであっても、執行後に首を晒せば獄門、被執行者が武士であれば斬罪、執行後に様物としうるのであれば死罪、執行後に様物としないのであれば下手人として別々の執行方法と観念されていた。また、当時、『刑罪大秘録』という名称にも如実に表れているように、「犯罪」と「刑罰」の用語は明確に区別されていなかった<sup>40)</sup>。

---

↘船荷物出賣出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事」、同四十「偽之證文を以金銀貸借いたし候者御仕置之事」、同四十二「奉公人請人御仕置之事」、同四十三「欠落奉公人御仕置之事」、同四十八「密通御仕置之事」、同五十六「盗人御仕置之事」、同六十二「謀書謀判いたし候もの御仕置之事」、同六十三「火札張札捨文いたし候もの御仕置之事」、同六十四「巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事」、同六十五「申掛いたし候者御仕置之事」、同六十六「毒藥并似セ藥種賣御仕置之事」、同七十「火附御仕置之事」、同七十一「人殺并疵附等御仕置之事」、同八十「科人爲立退并住所を隠候者之事」、同八十六「辻番人御仕置之事」、同九十「不縁之妻を理不盡に奪取候もの御仕置之事」、同九十一「書状切解金子遣ひ拾候飛脚御仕置之事」、同百「名目重ク相聞候共事實におゐて強而人之害ニならざるハ罪科輕重格別之事」に刑として規定されていた。

38) 「切腹之事」『刑罪大秘録』・前掲注(12)、『日本近世行刑史稿 上巻』・前掲注(13) 750頁。

39) 瀧川・前掲注(16) 80頁。

40) 伝統的な中国の法や法に関する議論において、罪と刑はしばしば同義に用いら

そこで、執行自体の方法に着目して江戸時代の死刑執行方法を大きく分けると、① 磔にして被執行者を槍で突いて執行するもの、② 被執行者の首を刎ねて執行するもの、③ 被執行者を焼き殺して執行するもの、④ 被執行者に切腹させて執行するものがあった。一方、絞首は規定されていなかった。

前述の通り、大政奉還後も、当分の間、「是迄之通り」として、これらの死刑執行方法が維持されていたのである。

## 2 假刑律

慶應4年、すなわち明治元年<sup>41)</sup>になると、假刑律が編纂された。假刑律は、「刑法官ノ假定ニシテ天下ニ布告セシ者ニアラスト雖モ参考トナルヘキモノ少カラサルヲ以テ之ヲ掲ク」<sup>42)</sup>として公表されなかった（刑法官については、第3章において詳述する）。また、その適用は、原則として、明治政府が当初直接に施政を行うことができた旧幕府天領の一部に限定されていた<sup>43)</sup>。さらに、「議アリテ修改セシモノ」<sup>44)</sup>として付箋を用いて当初の内容が改められた箇所もあり、死刑に関する部分でも付箋が用いられている。假刑律はこのような事情もあって、いつ定められたのか明らかでないが、後に紹介する同年10月晦日の明治元年布告第916號（行政官）が付箋による修改の内容とほぼ一致してい

---

ゝれてきた。谷井陽子「清律の基礎知識」谷井俊仁ほか『大清律 刑律1——伝統中国の法的思考』（平凡社、2019）50頁以下、52頁。こうした影響を多分に受けていたものと思われる。

- 41) 慶應4年9月8日、明治に改元され（明治元年第726號（行政官））、慶應4年1月1日まで遡及して明治元年と改められることとなった。本稿では、慶應4年1月1日より同年9月8日までについて、明治元年と表記することとする。なお、明治元年9月8日、明治天皇の即位を受けて、恩赦が実施され、大逆罪や故殺等以外犯罪は罪一等を減じられることとなった（明治元年第727號（行政官））。

今般 御即位御大禮被爲濟改元被 仰出候ニ付テハ天下之罪人當九月八日迄之  
犯事逆罪故殺並犯狀難差免者ヲ除之外總テ減一等被赦候事  
但犯情難差免者ハ府藩縣ヨリ口書ヲ以テ刑法官ヘ可伺出事

- 42) 松尾浩也解題『増補刑法沿革綜覧』（信山社出版、1990）2217頁。

- 43) 手塚豊『明治刑法史の研究（上）』（手塚豊著作集）第四巻』（慶應義塾大学出版会、1994）所収）4頁以下。

- 44) 松尾浩也解題・前掲注（42）2217頁。

ることを踏まえると、同年10月以前に当初の規定が成立したと考えられる<sup>45)</sup>。

假刑律は、死刑に関する規定を名例律に置いているが、そこには不整合が見受けられる。名例の冒頭部分では、「死刑二 刎斬」として、死刑の執行方法を刎及び斬の2種類とし、その後、「刎法 身首處ヲ異ニス 斬法 袈裟斬」として、刎と斬の差異を規定している。もっとも、刎法と斬法に引き続いて、以下のように、冒頭部分では挙示されていなかった磔、焚及び梟首の3種類の執行方法が定められている。

磔焚

刎斬之外極刑ナリ情状重大常刑ニ容ラレサルモノヲ待唯焚ハ放火情重キモノ此刑ニ處ス

……

梟首

一死法ヲ盡スニ足ラサルモノ梟シテ衆ニ示ス日數ハ定刑之時論定

磔及び焚は、刎及び斬よりも重い「極刑」とされ、刎又は斬では不十分な場合に用いられることとなっていた。また、焚は放火の事案で情状が重い場合に限定されており、幕府法の火罪に当たるものであった。さらに、梟首は死刑執行だけでは不十分な場合に執行後に被執行者の頭部を公衆に晒すものであり、幕府法の獄門に当たるものであった。

これらの規定と類似したものが、明律を参考に<sup>46)</sup> 寶曆4年(1754年)に編纂された熊本藩(肥後藩)の『御刑法草書』<sup>47)</sup>の「名例」に見受けられる。

死刑 贖銅錢四拾貫文

刎首

斬首

45) 明治元年閏4月20日までに当初の規定が成立したとするものとして、手塚・前掲注(43)7-16頁。同年閏4月から8月までに当初の規定が成立したとするものとして、瀧川・前掲注(16)190-191頁。

46) 牧健二「解題」京都帝國大學法學部日本法制史研究室編『近世藩法資料集成 第二卷 熊本藩御刑法草書附例』(弘文堂印刷部、1944)1頁以下、1-2頁。

47) 全文が京都帝國大學法學部日本法制史研究室編・前掲注(46)に収録されている。

斬梟

磔

焚

磔梟首掛置候日數都而定刑之節論定

この熊本藩法が規定する5種類の死刑執行方法は、假刑律のものと実質的に同じであり、その影響が強く窺われる<sup>48)</sup>。

その後、冒頭部分には付箋が用いられ、「死刑三」と改められ、「絞首 刎首 梟首」の3種類が規定された。ここに至って、近世以降初めて絞首が登場することとなった。その際、「絞」、「刎」とされず、「梟首」に合わせる形で「絞首」、「刎首」とされている。そして、「焚」にも付箋が用いられ、「非常ノ極刑ナリ君父ヲ弑スル大逆罪ノモノヲ刑ス 此故ニ省ク」とされた。

もっとも、明治元年10月晦日<sup>49)</sup>には、假刑律の規定とやや異なる明治元年布告（行政官）第916號が頒布されている。

……刑律ハ兆民生死之所係速ニ御釐正可被爲在之處春來兵馬倥傯國事多端未タ釐正ニ暇アラス依之新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ仍リ其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限り其他重罪及焚刑ハ梟首ニ換へ……御決定ニ相成候尤死刑ハ 勅裁ヲ經候條府藩縣共刑法官へ可伺出且總テ粗忽之刑罪有之間敷事……右之通被 仰出候條御旨趣堅相守猶不決之廉有之候ハ、刑法官へ可伺出候事

また、同年11月13日には、「新律御治定迄別紙四刑各三等ヲ以テ假ニ輕重ヲ配當致シ當節左之通處置イタシ候事」とする明治元年太政官無號が頒布され、一部の罪刑が定められ、その他の犯罪についてはそれらに準じて判断されることとなった<sup>50)</sup>。

火附 強盜人ヲ殺ス者 梟首

48) 肥後藩の関係者が中心となって假刑律の編纂に当たり、『御刑法草書』の影響が強かったと考えるものとして、手塚・前掲注(43)7-29頁。

49) この当時は太陰暦が使用されていた時期である。

50) 「新律制定前四刑各三等ヲ仮定ス」太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百八十九卷・刑律・刑律第一。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。  
(<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000839522>)。



強盜 百両以上窃盜 強姦 刎首

……

欲盜未得盜者亦同

其餘之犯罪右ニ可准知事

……

一火刑ハ永廢止之事（一本火刑永ク御廢止之事ニ作ル）

一殺君父ノ大逆罪ハ臨期 勅裁之上可處磔刑事 其他磔罪廢止之

……

死 梟首 刎首 絞首

10月晦日の太政官布告第916號（行政官）及び11月13日の太政官無號においては、磔の適用を君父を弑する大逆に限定するとしている。また、その他の重罪及焚刑を梟首に改めるとし、焚（火刑）は永久に廃止することとされた。これらから、君父を弑する大逆に限定されたのは、焚ではなく、磔であり、焚は廃止されて焚の代わりに梟首が用いられるようになったと考えるべきである。鋸挽については、何らの記載がなく、假刑律に採用されなかったものと考えられる。明治2年7月8日の東京府の問合に対して、刑法官は、「晒引廻シ鋸<sup>(ママ)</sup>引ハ廢止候事」として、鋸挽の廃止を明示している<sup>51)</sup>。

以上のように、假刑律には、当初、刎、斬、磔、焚、梟首の5種類の死刑執行方法が規定されていた。その後の修改により、刎が廃止された。また、焚も廃止されて焚相当の事案には梟首が用いられることとされた。さらに、磔は君父を弑する大逆に限定されることとなった。一方、絞首が近世以降初めて採用されることとなった。これらの修改により、死刑執行方法は、絞首、刎首、梟首、磔の4種類となった。假刑律の成立時期が明確でないのと同様に、修改の時期も明らかではないものの、修改の内容と前記10月晦日の太政官布告第916號（行政官）及び11月13日の太政官無號の内容が重複していることから、修改の時期は同年10月末前後であると考えられる。

その後、明治2年8月5日になると、刑部省は「此度刑名相定候問此段御届中候也」として、それまでの磔を「磔刑」へ、梟首を「梟示」へ、刎首を「斬

51) 内閣記録局編『法規分類大全 刑法門 第二』（内閣記録局、1891）117頁。



罪」<sup>52)</sup>へ刑名を変更する届を行った。これに対し、「伺之通」との指令があり、刑名が変更されることとなった<sup>53)</sup>。これにより、死刑執行方法は、絞首、斬罪、梟示、磔刑の4種類となった。

もともと、絞首の執行方法については、何ら規定されていなかった。

- 52) 当時、斬罪及び梟示による執行後の遺体から、治療に用いるとして肝臓、脳髓、陰莖等を取り出し、密売する事例が後を絶たなかったようである。明治3年4月(日未詳)には、刑部省がこれらの効能を大學へ尋ね、大學から効能がないとの返答を得て、取り出しや密売を厳禁することとされた。また、従来認められてきた様斬も禁じられることとなった。「斬罪ノ遺骸ヨリ人胆等ヲ取り密売買并刀剣利鈍ヲ様シ禁止ノ儀申立」『公文録・明治三年・第三十七卷・庚午三月～四月・刑部省伺』。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000073527>〉。

従前斬罪梟示ノ者遺骸ヨリ膽或靈天蓋陰莖等ヲ取密ニ賣買致来候趣不忍事ニ有之爾後御嚴禁相成可然ト奉存候併超絶ノ功能モ有之病症ニ依テ右ニ可換藥品無之ト申儀モ候哉漢洋ノ醫生ヘ功能取調ノ儀大學ヘ御達有之度右理解相譯リ候上ハ猶當省見込モ可申上候間此段申上候也

庚午三月 刑部省  
辨官御中

刑部省ヨリ伺書ノ趣致承知何レモ物理ヲ辨セサル浮説盲誕ヲ世人固ク信シ候事ニテ尤疾病ニ於テ寸分公益無之決テ不用ノ品ニ御坐候抑如此賣藥類世間多々有之追々吟味ヲ遂候上堅ク制禁致度存候此段及御挨拶候也

三月十四日 大學

従前人膽或靈天蓋陰莖等密賣致候哉ニ相聞候間先達テ漢洋醫ニ取調ノ儀大學ヘ御達相成右ハ抑功驗無之旨取調候付テハ爾下急度御嚴禁相成候様仕度然ルニ年齢浮説妄誕ヲ信候者多ク御嚴禁布告ノミニテハ自然其弊難去依之功驗無之事實委詳漢洋醫ヘ取調書為差出右ヲ以テ御斟酌御布告相成候様仕度候事

(朱書) 功驗無之事實取調候上ハ伺之通被禁不及布告候事  
舊幕ニテ死罪ノ者ノ餘骸ヲ以テ刀剣ノ利鈍ヲ試ミ来候處右ハ残酷ノ事ニテ利鈍ヲ様シ候ニハ種々様法モ可有之此儀モ爾下決テ御嚴禁相成候テ可然依テ兩條申上候也

午四月十二日 刑部省  
辨官御中

(朱書) 地方官へ可相達置事

- 53) 「刑名ヲ改定ス」太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百八十九卷・刑律・刑律第一。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000000839524>〉。

假刑律において、それまで採用されていなかった絞首が規定された理由は定かでない。もっとも、中国や我が国の律には、假刑律の修改後の規定と類似する規定が存在する。

假刑律が成立した当時の清の大清律の名例律には、「五刑」の1つとして「死刑二 絞 斬」との規定が見受けられた。絞は肢体が十全であるのに対し、斬は首と胴体が切り離されるため、絞よりも斬のほうがより重い刑であると考えられていた<sup>54)</sup>。また、絞と斬のほか、全身を切り刻む執行方法である凌遲處死、そして梟示があった<sup>55)</sup>。

大宝元年（701年）に我が国で最初に編纂された律である大宝律は現存しておらず、その内容を注釈書等から推し量ることもできない。その後、養老2年（718年）に撰定されたとされ、天平宝字元年（757年）に施行された養老律の律卷第一には、死刑執行方法及びその代替措置として、「死罪二 絞斬二死贖銅各二百斤」との規定が見受けられた<sup>56)</sup>。

このような規定を踏まえれば、また、この時期の刑事法が古律への復古だったと考えられることからすれば<sup>57)</sup>、假刑律が死刑執行方法について中国や我が国の律の規定を参考にした可能性は否定し難いように思われる。

### 3 新律綱領

明治3年10月（日未詳）には、「新律提綱撰定上奏ヲ經タルヲ以仮律ヲ廢ス」とされ<sup>58)</sup>、假刑律は廃止されることとなった。同年12月20日には、新律綱領

54) 沈之奇輯註・洪臯山增訂『大清律輯註』（1746）。沈之奇輯註・洪臯山增訂・宋祥瑞主編『大清律輯註』（北京大學出版社、1993）等に収録されている。

55) 沈編註・前掲注（54）。

56) 条文は、黑板勝美編『新訂増補國史大系 第二十二卷 律 令義解』（吉川弘文館、1939）、井上光貞ほか校注『日本思想体系3 律令』（岩波書店、1976）に拠った（以下同じ）。

57) 佐伯千仞ほか「刑法学史」鶴飼信成ほか責任編集『日本近代法発達史——資本主義の法の発展——11』（勁草書房、1967）207頁以下、210頁。

58) 「新律提綱撰定上奏ヲ經タルヲ以仮律ヲ廢ス附上木頒布ハ刑部省へ委任」太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百八十九卷・刑律・刑律第一。国立公文書

(明治3年太政官944號)が頒布され、同日、施行された<sup>59)</sup>。

五刑

……

死刑二

絞

斬

凡絞ハ。其首ヲ絞リ。其命ヲ畢ルニ止メ。猶ホ其體ヲ全クス。遺骸ハ。親屬請フ者アレハ下付ス。凡斬ハ。其首ヲ斬ル。遺骸ハ。親屬請フ者アレハ下付ス。

絞。斬。二死ノ外。仍ホ梟示ナル者アリ。其首ヲ斬リ。刑場ニ梟示シ。看守人(パンニン)ヲ置キ。犯由牌(ステフダ)ニ罪状ヲ書シ。其側。及ヒ各所ニ立テ。三日ヲ經テ除毀ス。兇殘ノ甚シキ者ヲ。待ツ所以ナリ。

閏刑五

……

自裁

凡自裁ハ。自ラ屠腹セシメ。世襲ノ俸祿ハ。仍ホ其子孫ニ給ス。

新律綱領においては、刑罰が庶人<sup>60)</sup>に対して適用される正刑と、士族、卒族、官吏及び僧徒に適用される閏刑<sup>61)</sup>に分けられた(卷一の名例律上の閏刑條、官吏犯ニ公罪ニ條、官吏犯ニ私罪ニ條、有官僧徒犯レ罪條、無官犯レ罪

---

、館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000839532>〉。

59) 「凡律ハ。頒降ノ日ヨリ始ト爲ス」(卷二の名例律下の斷レ罪依ニ新頒律ニ條)。また、「若シ所犯。頒降已前ニ在ル者モ。並ニ新律ニ依テ擬斷シ。舊律ヲ援引スルヲ得ス」(同條)として、施行前の行為についても遡及適用されるものとされた。

60) 軍人については、「凡軍人。罪ヲ犯スニ。出征行軍ノ際ニ非ルヨリハ。兵部權斷シテ。擅ニ法ヲ用ルヲ得ス。宿衛巡邏ノ時ト雖モ。事若シ常人ニ關涉シ。及ヒ互ニ鬪毆殺傷スル等モ。亦常律ニ照シテ論ス」(卷一の名例律上の軍人犯レ罪條)として、出征行軍の場面の犯罪でなければ、庶人として処罰された。

61) 閏刑は、士大夫が庶民と同一の刑罰を受けるのはおかしいという中国の思想に基づく制度であり、士人又は爵位のある者、さらに僧侶、女性、子ども、高齢者、障害者に対して正刑に代えて科す刑罰を言う。中村吉三郎「刑法」鶴飼信成ほか責任編集『日本近代法発達史——資本主義の法の発展——9』(勁草書房、1960)1頁以下、14頁。

條)<sup>62)</sup>。正刑として、「死刑ニ 絞 斬」とされたものの、以下のように、「二死ノ外。仍ホ梟示ナル者アリ」として（名例律上の五刑條）、梟示も存置された<sup>63)</sup>。一方、磔は規定されず、廃止された。また、閏刑の死刑として、自裁が定められた（名例律上の閏刑條）。それゆえ、新律綱領においては、死刑執行方法は、絞首、斬罪、梟示、自裁の4種類となった。

絞首は、「猶ホ其體ヲ全クス」（五刑條）とされ、前述のように、身体が十全に保たれる絞首のほうが首と胴体が切り離される斬罪よりも軽い刑事責任を負う者に対する執行方法であると考えていた清律の影響が窺われる。また、梟示は、「兇殘ノ甚シキ者ヲ。待ツ所以ナリ」（同條）とされ、最も重い刑事責任を負う者に対する執行方法とされていた。自裁は、「自ラ屠腹セシメ」（閏刑條）とされた。

新律綱領首巻の獄具圖においては、斬罪、梟示及び自裁の執行方法について規定されていない。一方、ここに至って、絞首の執行のために絞柱を利用することが明らかにされ、絞柱表面をはじめとする9図が示されるとともに、その器械の製作方法や執行の手順についての規定が置かれた<sup>64)</sup>。絞柱は、明治6年

62) 正刑の笞刑、杖刑、徒刑、流刑、死罪が、閏刑においては、それぞれ謹慎（「外人ニ接見通信スルヲ許サス。家族ハ接見シ。奴婢ハ出入スルヲ許サス」、閉門（「門扉ヲ鎖シ。薪糧等ヲ通スルノ外。奴婢ト雖モ。出入スルヲ許サス」、禁錮（「一室内ニ鎖錮セシメ」、邊戍（「北海道ニ發遣シテ。邊疆ノ戍役ニ充テ」、自裁とされた（巻一の名例律上の閏刑條）。また、「賊盜。及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ。廉恥ヲ破ルヲ甚シキ者。笞杖ニ該ルハ。廢シテ庶人ト爲スニ止メ。徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ」（同條）、「賊盜。枉法。賭博。部民ノ婦女ヲ姦スル等。廉恥ヲ破ルヲ甚シキ者。笞杖ニ該ルハ。廢シテ庶人ト爲スニ止メ。徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ」（名例律の官吏犯<sub>二</sub>私罪<sub>一</sub>條）及び「姦。盜。賭博等。戒律ヲ破ルヲ甚シキ者。笞杖ニ該ルハ。還俗セシムルニ止メ。徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ」（名例律の有官僧徒犯<sub>レ</sub>罪條）とされるとともに、「罪科未タ定ラサル者ハ。監倉ニ入レ。庶人ト別異ス」（閏刑條、官吏犯<sub>二</sub>私罪<sub>一</sub>條、有官僧徒犯<sub>レ</sub>罪條）とされるなど、庶人とは異なる取扱いが規定されていた。

63) 梟示は、鈴ヶ森と小塚原の2か所の刑場で執行されていたが、明治4年7月2日に刑部省から囚獄司に対して、「自今梟示之者鈴ヶ森小塚原兩所ニ於テ斷頭行刑之筈過日相違置候處今般更ニ小塚原一ヶ所ニ改定候間此段相違候也」（明治4年刑部省第2號）と命じられたことにより、小塚原のみが梟示の場所となった。

64) 詳細については、拙稿・前掲注（4）101-103頁参照。

2月20日に頒布された絞罪器械圖式（明治6年太政官布告第65號）<sup>65)</sup>に従った新たな絞罪器械が設置されるまで使用された。

執行後の遺体は、絞首及び斬首の場合、被執行者の親族が希望すれば下付されたのに対し、梟示の場合、被執行者の親族への下付は認められていなかった。しかし、明治4年8月24日、司法省の伺に対して、「梟示ニ行ハレ候遺骸ハ親族請フ者アリト雖トモ下付セサル律法ニ候處向後ハ斬絞同様親族請フ者アレハ遺骸下付被差許候事」との方針変更が示され<sup>66)</sup>、梟示についても被執行者の親族が希望すれば、遺体が下付されることとなった。同年10月10日には、司法省により、絞首、斬首及び梟示による執行後の遺体下付について、執行当日以降に囚獄掛又は解剖場へ申出ることと定められた（明治4年司法省第2號）。

絞斬梟示等ノ刑ヲ加ヘ候遺屍親族ノ内請ヒ受ケ度望之者有之候ハ、下付被差許候ニ付テハ願出候輩ハ行刑ノ當日東京府囚獄掛ヘ可申出若シ當日願無之分ハ東校解剖場ヘ引渡置候間同所ヘ可申出事

但シ府縣ニ於テモ刑屍取計ノ儀右ニ準シ不苦候事

……

同年3月（日未詳）に定められた囚獄司規則は、「囚人行刑ノ節死罪ハ前々日……東京府廳ヘ可達候事」（同規則2條）と定めており<sup>67)</sup>、囚獄司が執行2日前に東京府へ連絡することを求めていた。

#### 4 監 獄 則

明治5年11月29日、監獄則（明治5年太政官布告第378號）が頒布された。監獄則は、7つの大綱のうちの1つである「處刑」において死刑に関する以下

65) 詳細については、拙稿・前掲注(4)93-95、110-111頁参照。

66) 「梟示遺骸下付ヲ許ス」『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百四十六卷・刑律二・刑律二』。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。  
(<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000858474>)。

67) 「刑部省中囚獄司規則ヲ定ム」『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第二十卷・官制・文官職制六』。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。  
(<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000827210>)。

のような規定を置き、監獄則圖式として「監獄總圖」をはじめとする図表を定めている<sup>68)</sup>。

處刑

刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク周圍其垣牆ヲ高クシ其門扉ヲ嚴ニス

繫獄ノ囚罪已ニ決スレハ裁判所ノ檢使證書ヲ獄司ニ附ス獄司之ヲ囚籍ニ照シテ決放シ其年月罪科ヲ附記ス

已決者病死及ヒ刑死ノ遺體ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス

死刑ハ朝第十字ニ之ヲ行フ其餘ハ十字ヨリ十二字ノ間ニ之ヲ行フ

大祀令節國忌等ノ日ハ刑ヲ行ハス又大風雨及ヒ非常ノ天變アレハ時ニ臨テ刑ヲ止ム

監獄則圖式の「監獄總圖」には、図の中央左端の裏門付近、円形の外塀の外側に「處刑場」と記載されている。もっとも、実際には、翌明治6年4月8日に頒布された「監獄則中禁囚所遇及懲役法施行セス總テ從前ノ通取扱ハシム」(明治6年太政官布告第129號)により監獄則の施行が中止されたこともあってか<sup>69)</sup>、監獄の塀外において執行されたことはなかったようであり<sup>70)</sup>、「監獄總圖」の示す位置に刑場が設置されることはなかったとされる。

一方、「刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク」とされたことから、小塚原の刑場において梟示のための斬首が続けられなくなった<sup>71)</sup>。明治6年7月10日には、「小塚原刑場廢止」を問う東京府伺に対して、司法省が「伺ノ通」と返答し、同刑場は廢止されることとなった<sup>72)</sup>。

68) 詳細については、拙稿・前掲注(4)107-109頁参照。

69) 「壬申第三百七十八號布告監獄則并ニ圖式ヲ頒布シ且禁囚所遇及懲役法ノミ先可致施行旨相達置候處御詮議ノ次第有之ニ付當分總テ從前ノ通可取計候此旨更ニ相達候事」とされた。「監獄則施行中止」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百六十三卷・治罪十七・監獄一。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。(https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000859294)。

70) 重松一義『近代監獄則の推移と解説——現行監獄法への史的アプローチ——』(北樹出版、1979)100頁。

71) 新井勉「明治日本における絞首刑の選択——日本死刑史の最終幕の開幕——」日本法学75巻2号(2009)251頁以下、256頁。

72) 「小塚原刑場廢止」『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百四十七ノ

## 5 改定律例

明治6年6月13日、改定律例（明治6年太政官布告第206號）が頒布され、同年7月10日に施行された<sup>73)</sup>。死刑に関しては、首卷の改正獄具圖及び卷一の名例律に規定が置かれている。

### 改正獄具圖

絞柱ヲ廢シテ。絞架ニ換フ。其圖。及ヒ法ハ。絞架圖ニ別具ス。

……

### 五刑條例

第七條 凡梟示ハ。犯由牌ニ。罪状ヲ書シ。梟場。及ヒ各所ノ揭示スル外。斬絞ニ死モ。亦犯由牌ニ。罪状ヲ書シ。通衢一箇所ニ揭示ス。仍ホ梟斬絞。及ヒ懲役五年以上ニ處スル者ハ。並ニ。罪状ヲ紙牌ニ書シ。三日間。犯人本籍ノ掲榜場ニ揭示ス。

第八條 凡梟示ニ該ル者。罪名已ニ定リ。奏請待報内ニ在テ。死亡スレハ。屍ヲ刑セス。止タ犯由牌ヲ立ツ。

第九條 梟示ノ遺骸モ。亦親屬請フ者アレハ。下付スルコトヲ聽ス。

第十條 凡梟斬絞ノ遺骸ハ。親屬請フ者アレハ。下付スト雖モ。墓石ニ。止タ氏名年月日ヲ記スヲ得テ。式ヲ以テ。葬ルヲ聽サス。

### 改正閏刑律

第十三條 凡士族。罪ヲ犯ス者ハ。謹慎。閉門。禁錮。邊戍。自裁ニ處スル律ヲ改メ。一體ニ。禁錮ニ處ス。……

改定律例においても、新律綱領同様、正刑と閏刑の区別が維持され、平民<sup>74)</sup>

---

↘卷・治罪一・刑事裁判所一』。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。  
(<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M000000000000858573>)。

73) 「凡律モ。亦頒降ノ日ヨリ始ト爲スト雖モ。若シ事犯。頒例以前ニ在テ。原律罪名輕キ者ハ。仍ホ原律ニ依テ定擬ス」(卷一の名例律の斷罪依新頒律條例、100條)とされ、新律綱領とは異なり、施行前の行為については遡及適用されないこととされた。

74) 前掲注(60)の軍人に関する新律綱領の規定は、「凡軍人。軍屬。罪ヲ犯スニ。出征。行軍ノ際ニ非スト雖モ。陸軍。海軍。並ニ。其律ヲ以テ。科斷スルヲ得ヘシ。若シ事。常人ニ關涉シ。共犯ニ係ル者。軍官。逮捕スレハ。軍衙ニ於テ推問シ。常人ハ。鞫状ヲ併セ。法司ニ交付ス。法司。逮捕スレハ。法衙ニ於テ推問シ。軍人。軍屬ハ。鞫状ヲ併セ。軍官ニ交付シ。軍人。軍屬ハ。軍律ニ處シ。常人ハ。常律ニ依ル。其大獄疑獄ニ係ル者ハ。軍官。法司。會同商議シテ。亦因ヲ分チ。各自ニノ



には正刑が、華族、士族、官吏及びその父母、兄弟、子、孫には原則として閏刑が用いられた（巻一の名例律の改正閏刑律、13條。閏刑條例、14條以下。官吏犯私罪條例、23條以下。有官僧徒犯罪條例、26條<sup>75)</sup>。正刑の死刑執行方法である絞首、斬罪、梟示は維持された（巻一の名例律の五刑條例、7條～10條）。一方、閏刑は禁錮<sup>76)</sup>に単一化され、自裁は廃止された（名例律の改正閏刑律、13條）。これにより、死刑執行方法は、正刑の絞首、斬罪、梟示の3種類となった<sup>77)</sup>。

梟示のみに留まらず、斬罪と絞首においても、犯由牌に罪状を書して掲示することとされた（五刑條例、7條）。明治7年5月5日の明治7年司法省布達第9號は、各裁判所及び各府縣に対して、「處刑之者犯由揭示之儀自今左ノ雜

區處ス」と改定された（巻一の名例律の改正軍人犯罪律、27條）。一方、後備兵については、「凡後備兵。名氏。軍籍ニ在リト雖モ。限ニ軍役ニ服セサル者ハ。仍ホ常人ト同ク。法司科斷シ訖テ。本屬ノ軍官ニ移告ス」と規定された（改正軍人犯罪律、28條）。

- 75) 前掲注(62)の新律綱領の規定は、士族が平民とは異なる取扱いがなされる点について、「若シ姦等ノ罪ヲ犯シ。廉恥ヲ破ル<sub>レ</sub>甚シキ者。懲役百日以下ニ該ルハ。除族ニ止メ。一年以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ。罪科未タ定ラサル者ハ。監倉ニ入レ。平民ト別異ス」（巻一の名例律の改正閏刑律、13條。除族については、名例律の閏刑條例、14條参照）と改定されたものの、用語の修正に留まっており、この点では、新律綱領の内容がおおむね維持された。一方、「凡華士族。賭博ノ罪ヲ犯ス者ハ。破廉恥甚シキヲ以テ論シ。除族スル律ヲ改メ。閏刑ニ處ス」（名例律の閏刑條例、18條）と改定されるとともに、「凡平民官ニ在ル者。……破廉恥甚ニ係ル者ハ。懲役百日以下ト雖モ。實斷シ」（名例律の官吏犯私罪條例、24條）、「凡平民官ニ在ル者。其父母。兄弟。子孫。……破廉恥甚ニ係ル者ハ平民ヲ以テ論ス」（同條例、25條）、「凡僧徒。寺職ノ者ハ。……破廉恥甚ニ係ル者ハ。職ヲ奪ヒ。實斷シ」（名例律の有官僧徒犯罪條例、26條）と改定されて、平民で官職についている者や僧徒等への優遇は破廉恥が甚だしい場合には行われないこととなった。また、糾弾官吏については、「凡糾弾官吏ト稱スルハ。檢事。警保官吏ヲ謂フ。其贓罪ヲ犯ス者ハ。律ニ照シ。二等ヲ加フルヲ除ク外。私罪。及ヒ有心故造ノ罪ヲ犯ス者モ。公罪ト同ク。常律ニ依ル」（名例律の糾弾官吏犯罪條例、29條）とされた（名例律の官吏犯公罪條例、22條参照）。
- 76) 「一室内ニ。鎖錮セシメ。外人ニ。接見通信スル<sub>レ</sub>ヲ聽サス」（巻一の名例律の改正閏刑律、13條）、「一室内ニ鎖錮スト雖モ。門扉ヲ鎖サ<sub>レ</sub>ス。家屬ハ出入スル<sub>レ</sub>ヲ聽ス」（名例律の閏刑條例、20條）。
- 77) 絞首の詳細については、拙稿・前掲注(4) 111頁参照。



形ノ通其府縣廳ニ於テ取計候様可致此旨更ニ相達候事」として、犯由牌の形式を示した。犯由牌には、被宣告者の肩書、姓名を記載するとともに、「其方儀云々、、、、右之通當地利裁處ニ於而處刑相成候條揭示候也」と罪状を明らかにし、宣告年月日と府縣長官の姓名を記載することとした。

いずれの執行方法においても、墓石に氏名や死亡年月日を記載したり、葬儀を行ったりすることを許さなかった（同10條）。また、被告人を梟示とする伺を出し、指令を待っている間に被告人が死亡した場合、なお梟示とする取扱いが可能であるところ、そのような取扱いはせず、犯由牌を立てるに留めることとされた（同8條）。

## 6 元老院意見書「死刑ヲ絞ニ止ムルノ件」

明治8年8月、津田真道は、「死刑ハ刑ニ非ズ」として、死刑廃止論を公表した<sup>78)</sup>。

夫レ刑ハ人ノ罪惡ヲ懲ス所以ナリ懲ルトハ何ソソ曰ク犯人惡事ノ罪業タル罪業ノ畏ルベキヲ知りテ之ニ懲リ之ヲ悔ヒ善道ニ復歸スルナリ刑法ノ目的宜シク此ノ如クナルベシ然而シテ死刑ハ苟モ之ヲ施行スレバ則人名ヲ絶ツ豈之ヲ懲悔ノ法トスペケンヤ縱令其人懲悔スル所アルモ其人已ニ死シテ其心魂其體ニ在ラズ之ヲ奈何ソ善道ニ歸シ善行ヲ人間ニ脩ムルニ由アラシヤ故ニ曰ク死刑ハ刑ニ非ズト

立法ト云ヒ司法ト云ヒ吾人ノ之ヲ立テ之ヲ司ル所ナリ吾人元來人ヲ活スルノ力徳ナクシテ擅ニ人ヲ殺スノ法ヲ制行ス豈之ヲ有道ノ事ト謂フベケンヤ到底殺人ノ刑ハ亦暴惡ノ擧タルヲ免カレザルナリ刑典ニ曰ク人ヲ殺ス者ハ死ト果シテ暴ヲ以テ暴ニ易ルナリ

或曰ク死刑ハ一人ヲ刑シテ千万人ヲ懲スナリト抑我邦人口三千餘万年々死刑ニ處セラル、者概スルニ千人少シトセス蓋數百千年之ヲ懲ラシテ未曾テ懲リザル歟然而シテ歐米各國ヲ合スレハ其人口固ヨリ我ニ數倍セリ其死刑ニ處セラル、者ハ數國ヲ合シテ一歲僅ニ數人ニ過キス何ソソ兇惡人ノ我ニ多クシテ彼ニ少キヤ蓋刑律ノ彼此同シカラズ死刑彼ニ少ク間或ハ全ク死刑ヲ廢シタル國アルト又所謂開化ノ度同シカラザルニ因ルノミ

78) 津田真道「死刑論」明六雜誌41号（1875）1丁オ、1丁オ-2丁オ。

律ヲ以テ復讎人ニ當ス慘酷ニ非ルナリ復讎ハ實ニ百方謀構讎人ヲ殺スナリ故ニ復讎律ノ改定ハ吾人慣習ニ依リ或ハ之ヲ論駁スル者ナシトセズト雖間然スベカラザルナリ但文明開化能ク復讎ヲ嚴禁シテ猶此死刑ヲ存ス余ガ解スルニ能ハサル所ナリ蓋復讎ヲ禁ジテ猶死刑ヲ存スルハ猶酒ヲ禁シテ之ヲ罰スル酒杯ヲ以テスル如キ歟或ハ曰ク刑ノ主旨ハ吾人同社ノ害ヲ除ク所以ナリ故ニ暴惡ノ人ハ之ヲ殺シテ以テ吾人同社ノ害ヲ除クナリト此言理アリ然レトモ能ク此主旨ヲ達スヘキ者死刑ヲ除テ他ニ求ムベシ所謂流刑ナリ而シテ流刑ハ却テ毒ヲ他邦ニ移ス猶白圭ノ水ヲ治ムルニ均シク鄰國ヲ以テ壑トスルノ害アリ行フベカラズ蓋能ク刑ノ主旨ニ適シテ施行スヘキ者ハ唯徒刑若クハ懲役アルノミ  
……

もつとも、当時も、死刑廃止論は大きな支持を得るまでには至らなかったようである。その後20年あまりが経過してもなお、「今日我國ニ於ケル開明ノ度如何ニ就テ之ヲ觀レハ死刑廢止論ハ尚早シト云ハサルヘカラス」などとして<sup>79)</sup>、せいぜい、死刑廃止が時期尚早であるとする理解が見られるに留まっていた<sup>80)</sup>。

一方、この頃には、政府内で斬首や梟示の残虐性が意識されるようになっていたようである。明治9年7月9日、元老院<sup>81)</sup>は、斬首と梟示を廃止し、絞首のみとする「死刑ヲ絞ニ止ムルノ件」(號外第9號意見書)を全会一致で採択している<sup>82)</sup>。

……今夫斬ノ事タル身首處ヲ異ニシ鮮血刑場ニ進ル所謂刑ノ酷ナル者ナリ彼ノ絞ノ如キハ支體ヲ完全ニシ敢テ鮮血ノ慘然タルヲ視ス之ヲ斬ニ比スルニ稍寛ナリト謂フ可シ矧シヤ梟首ノ如キニ至テハ慘ノ又慘ナル以テ觀ル者ヲシテ其罪犯ノ憎ム可キヲ忘テ却テ之ヲ憫ムノ心ヲ興起セシムルニ至ル是斬梟ノ刑ヲ廢シテ絞罪ニ止メンコトヲ

79) 磯部四郎『改正増補刑法講義上卷』(八尾書店、1893) 434丁。

80) 当時の死刑廃止論について、手塚・前掲注(43) 306頁以下。

81) 明治8年4月14日の立憲政體ノ詔書(明治8年太政官布告第58號)により、「元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ」として設置されることとなり、同年4月25日に「元老院ノ儀太政官代中元左院跡ハ被置候條此旨布告候事」として設置された(明治8年太政官布告第67號)。

82) 明治法制經濟史研究所編『元老院會議筆記 前期第三卷』(元老院會議筆記刊行會、1968) 155頁以下。

## 明治初期の死刑宣告の動向

欲スル所以ノ意ナリ……

布告按

名例律五刑條例左ノ通創定候條此旨布告候事

五刑條例

凡斬梟ノ刑ヲ廢シ其罪死ニ該ル者ハ一體ニ絞ニ處ス

しかしながら、この意見書を受けて斬首と梟示が廃止されることはなかった。それどころか、当時、斬首は最もよく宣告される執行方法であり、梟示の割合が減少し続けたわけではなかった。ここで、当時の死刑宣告状況について、節を改めて紹介することとしたい。

### 7 死刑宣告状況

明治6年乃至明治10年の執行方法別の死刑宣告数(表1)を見ると、死刑宣告数は年々減少していた<sup>83)</sup>。

そうした中、斬罪は一貫して7割以上を占めていた。梟示の割合は小さかったが、明治10年にはその割合が反転上昇しており、宣告されなくなりそうな様子は見受けられなかった。一方、絞首は、明治9年には1割を割り込むなど、斬罪に比べて宣告されることが圧倒的に少なかった。

死刑宣告数の減少は、「持兇器・不持兇器強盗人ヲ殺傷ス」に対する死刑宣告の減少が主たる要因であった。明治8年乃至明治10年のいずれかの1年間に死刑を宣告された人数が10名を超えた犯罪類型の死刑宣告数(表2)を見ると、明治8年及び同9年は、「持兇器・不持兇器強盗人ヲ殺傷ス」が圧倒的に多かったものの、明治10年になると大幅に減少して、「人ヲ謀故殺傷ス及ヒ従」及び「火ヲ放テ故ラニ宅舎ヲ燒ク」に次ぐ3番手に後退するほどとなっている。

---

83) 新井・前掲注(71)263頁は、政府も元老院も死刑の数を減らすことに強い関心を有していたとする。もっとも、そのことが死刑宣告数を減少させた原因となったかについては留保が必要であろう。

表1 執行方法別の死刑宣告数<sup>84)</sup>

	梟示		斬罪		絞首		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
明治6年(1873年)	34(4%)		709(74%)		218(23%)		961	
	33	1	690	9	217	1	940	21
明治7年(1874年)	14(2%)		601(83%)		113(16%)		728	
	13	1	585	16	109	4	707	21
明治8年(1875年)	13(3%)		371(82%)		68(15%)		452	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
明治9年(1876年)	7(2%)		341(90%)		30(8%)		378	
	4	3	334	7	28	2	366	12
明治10年(1877年)	0(7%)		101(75%)		24(18%)		135	
	9	1	97	4	21	3	127	8

明治10年の年齢別、種族別及び職業別の死刑宣告数(表3)を見ると、年齢別では、20~30歳が49%と約半数を占めており、次いで30~40歳が29%となっていて、この2つの年齢層が全体の約8割を占めている。平均寿命が異なるため、単純な比較はできないが、今日と比べると若い世代に対する死刑宣告が多く見受けられると言ってよいだろう。一方、假刑律、新律綱領及び改定律例は、

84) 明治6年及び同7年については手塚・前掲注(43)301-302頁がまとめたものに、同8年については司法省編『自明治八年 至明治九年 司法省第一回報告』(司法省、刊行年不明)17丁オ-17丁ウに、同8年及び同9年については司法省編『司法省第二年報 明治九年』(司法省、1881)第三編刑事綜計要旨2-3頁に、同9年及び同10年については司法省編『司法省第三年報 明治十年』(司法省、1881)第三編刑事綜計表要旨2-3頁に、同10年については司法省編『明治十年刑事綜計表』(司法省、刊行年不明)31丁ウ-33丁オにそれぞれ依拠した。以下、割合については小数第1位を四捨五入したため、その合計が100%を超える場合がある。いずれも、国事犯に対する死刑宣告を除く(明治9年13名、司法省編・前掲『司法省第二年報』第三編刑事綜計要旨40-41頁。同10年25名、司法省編・前掲『司法省第三年報』第三編刑事綜計表要旨59頁)。後述のように、大審院の批可を待たずして死亡し、死後に刑名を宣告された者は、明治8年に44人、同9年9人であった。司法省編・前掲『司法省第二年報』第三編刑事綜計要旨36頁。

明治初期の死刑宣告の動向

表2 主要な犯罪類型別の死刑宣告数<sup>85)</sup>

		持兇器・不 持兇器強盗 人ヲ殺傷ス	人ヲ謀故殺 傷ス及ヒ従	闘殴人ヲ殺 ス	懲役終身ノ 囚人逃走ス	火ヲ放テ故 ラニ宅舎ヲ 焼ク
明治8年(1875年)	合計					
	梟示	1	3	0	0	0
	斬首	301	284	14	14	23
	絞首	16	6	0	24	23
明治9年(1876年)	合計					
	梟示	0	0	0	0	0
	斬首	290	280	0	0	23
	絞首	10	9	0	6	0
明治10年(1877年)	合計					
	梟示	1	2	0	0	0
	斬首	23	22	0	0	38
	絞首	0	15	0	0	0

① 70歳以上80歳未満又は10歳を超えて15歳以下の者<sup>86)</sup> については、70歳未満又は15歳を超える者と同様に、死刑を通常通り宣告することとしていたが、② 80歳以上90歳未満又は7歳を超えて10歳以下の者のうち、殺人で死刑を宣告する場合には議擬奏聞して上裁を請い、その指令に従うこととし、③ 90歳以上又は7歳未満の者については死刑としないこととしていたためもあってか<sup>87)</sup>、

85) 明治8年及び同9年について、司法省編『司法省第二年報』・前掲注(84)第三編刑事綜計要旨6-12、32-34頁。同9年及び同10年について、司法省編『司法省第三年報』・前掲注(84)第三編刑事綜計要旨37-39頁。同10年について、司法省編『刑事綜計表』・前掲注(84)45丁ウ-46丁オ参照。「持兇器・不持兇器強盗人ヲ殺傷ス」には、明治8年の「持兇器強盗財ヲ得ル」及び「持兇器強盗財ヲ得ス」を含む。

86) 改定律例の卷一の名例律の稱日者以二十四時條例<sup>原稱日者以十二時律</sup>(92條)は、年齢計算について、「凡年七十以上。十五以下ト稱スル者ハ。生年本年ノ月數ヲ通算シテ。年。七十歳十五歳ニ滿ル者ヲ調フ。八十以上。十歳以下ト稱スル等モ。亦之ニ準ス。」と規定していた。

87) 假刑律は、名例律の老小廢疾犯罪條において、「凡年七十以上十五以下……之者……死罪ヲ犯スハ常罪ヲ以テ論決若八十以上十歳以下……之者人ヲ殺應死モノハ議擬奏聞上裁ヲ仰……九十以上七歳以下ハ死罪ヲ犯ストイヘ共刑ヲ加ヘス」とし、

表3 年齢別、種族別及び職業別の死刑宣告数（明治10年）<sup>88)</sup>

	梟示	斬首	絞首	合計
10～15歳	0	3	0	3
15～20歳	2	11	0	13
20～30歳	2	52	12	66
30～40歳	5	26	8	39
40～50歳	1	6	2	9
50～60歳	0	2	0	2
60～70歳	0	1	2	3
士族	0	1	2	3
平民	10	99	23	132
僧尼	0	1	0	1
鑿業	1	0	0	1
農業	4	48	12	64
工業	2	13	3	18
商業	0	6	1	7
雑業	0	17	3	20
無職業	2	12	3	17
不分明	1	4	2	7

70歳を超える又は10歳未満の者に対する死刑宣告は見受けられない。

ㄨ犯罪時不老疾條において、「罪ヲ犯ス時幼小ニシテ事發スル時長大ナルハ仍幼小ニヨツテ論ス七歳ニ死罪ヲ犯八歳ニ事發スルハ仍七歳ニヨツテ刑ヲ加ヘス」と規定していた。

新律綱領は、卷二の名例律下の老小廢疾取贖條において、「凡年。七十以上。十五以下。……死罪ヲ除クノ外。流罪以下ヲ犯ス者ハ。取贖ス。八十以上。十歳以下。……人ヲ殺シ。死罪ニ該ル者ハ。議擬奏聞シテ。上裁ヲ請フ。……九十以上。七歳以下ハ。死罪ヲ犯スト雖モ。刑ヲ加ヘス」としていた。

改定律例は、卷一の名例律の老小廢疾取贖條例（45條以下）において、新律綱領の上述の規定を維持した。

88) 年齢別、種族別について、司法省編『刑事綜計表』・前掲注（84）39丁ウ。職ノ

表4 主な宗門別の死刑宣告数（10名以上のもののみ）（明治10年）<sup>89)</sup>

浄土真宗	40
曹洞宗	20
真言宗	19
浄土宗	12
禅宗	12
日蓮宗	12

種族別では、平民が全体の98%を占めている。士族に比べて平民の数が圧倒的に多いことが主たる原因と思われるが、士族に比べて平民が死刑を宣告されやすかった可能性は否定できない。

職業別では、農業が47%と約半数を占めている。これは、当時、農業人口が多かったことが背景にあると考えられるが、他の職業に比べて死刑を宣告されやすかった可能性がなかったか、留保が必要であろう。

明治10年に死刑を宣告された宗門別の死刑宣告数（表4）を見ると、浄土真宗が30%と最も多い。これは、当時、信徒が多かったことが影響しているものと思われる。

## 8 元老院意見書「臬示ノ刑ヲ廢スルノ件」と臬示の廃止

このように、明治10年当時、死刑宣告数は減少しつつあったものの、明治9年の意見書で元老院が残虐であるとして廃止を求めた斬首の割合は大きく、臬示の宣告も続いていた。明治11年には、5月7日までに臬示の宣告数が12人に達していたと言う<sup>90)</sup>。

↘業別について、41丁ウ。年齢について、原表では、各項目においてX歳「以上」Y歳「以下」と記載されており、本来はX歳「以上」Y歳「未満」又はX歳「を超えて」Y歳「以下」等の記載が正確であると思われるが、いずれかは不明であるため、原表通りとした。

89) 司法省編『刑事綜計表』・前掲注(84) 43丁ウ。

90) 明治法制経済史研究所編『元老院會議筆記 前期第五卷』（元老院會議筆記刊行會、1969）457頁。

こうした中、同年5月7日、元老院は、河野敏謙議官が起艸し、提出した「梟示ノ刑ヲ廢スルノ件」（號外第25號意見書）を全会一致で採択した<sup>91)</sup>。

……亦何ソ之ヲ梟示シテ酷刑ヲ用ルコトヲ爲サンヤ抑梟示ナル者ハ止ニ本犯ヲ罰スルノミナラズ併セテ他ノ罪惡ヲ未萌ニ懲戒スルノ意ナルヘシト雖トモ公然之ヲ路領ニ掲ケ數日ノ間之ヲ衆ニ示シ其慘狀觀ニル忍ビサルヲ以テ人ヲシテ其罪犯ヲ愍ミ而メ其刑ノ酷ナルニ酸鼻セシムルニ至ル……

布告按

名例律五刑條例左ノ通創定候條此旨布告候事

五刑條例

凡ソ梟示ノ刑ヲ廢シ其罪梟示ニ該ル者ハ一體ニ斬ニ處ス

この意見書は、明治12年1月4日の明治12年太政官布告第1號により、「名例律五刑條例中左ノ一條創定候條此旨布告候事」として、「凡梟示ノ刑ヲ廢シ其罪梟示ニ該ル者ハ一體ニ斬ニ處ス」とされることで結実した。これにより、梟示が廃止され、死刑執行方法は、絞首と斬罪の2種類となった。

## 9 旧 刑 法

このころ、刑法制定に向けた検討が進められていた。明治9年ころに策定されたと見られる日本帝國刑法草案初案は、「死刑ハ斬首ス」（同6條）として斬首のみを死刑の執行方法としていた<sup>92)</sup>。しかし、最終的に、明治10年11月の日本刑法草案においては、「死刑ハ絞首ス」（同17條）として絞首のみが死刑の執行方法とされることとなった<sup>93)</sup>。

この時期の執行方法別の死刑執行数と各執行方法の割合を見ると（表5）、

91) 明治法制經濟史研究所編・前掲注（90）457頁以下。

92) 条文は、編者不明『日本刑法草案會議筆記 一』（出版社不明、刊行年不明）に記載されている。

93) 条文は、鶴田皓ほか編纂『日本刑法草案』（出版社不明、1877）に記載されている。



明治初期の死刑宣告の動向

表5 執行方法別の死刑執行数（明治11年～明治20年）<sup>94)</sup>

	梟示		斬罪		絞首		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
明治10年（1877年）	10（7%）		101（75%）		24（18%）		135	
	9	1	97	4	21	3	127	8
明治11年（1878年）	18（11%）		131（78%）		20（12%）		169	
	15	3	124	7	18	2	157	12
明治12年（1879年）			135（88%）		19（12%）		154	
			121	14	16	3	137	17
明治13年（1880年）			119（95%）		6（5%）		125	
			111	8	6	0	117	8
明治14年（1881年）			93（97%）		3（3%）		96	
			86	7	3	0	89	7
明治15年（1882年）					70（100%）		70	
					NA	NA	NA	NA
明治16年（1883年）					72（100%）		72	
					62	10	62	10
明治17年（1884年）					99（100%）		99	
					97	2	97	2
明治18年（1885年）					125（100%）		125	
					117	8	117	8
明治19年（1886年）					159（100%）		159	
					149	10	149	10
明治20年（1887年）					98（100%）		98	
					93	5	93	5

梟示が宣告されていた明治10年、11年には、斬罪が7割余りを占めていた。その後、梟示が廃止されると、斬罪の割合は高まり、8割から9割で推移していった。一方で、絞首の割合は漸減し、明治14年には、3%まで低下した。

94) 「死刑囚について」検察月報73号（1955）1頁以下、9-11頁。

このように、斬罪の廃止が俎上に載せられる中であっても、全体に寛刑化が進んで絞首の割合が増えたわけではなかった。むしろ、斬罪は、梟示が宣告されていた割合の分を取り込むだけに留まらず、斬罪の割合はより大きくなっていったのである。死刑宣告に占める斬罪の割合は圧倒的であるのに対して、絞首はほとんど宣告されず、その存在感は極めて乏しいものであった上、その傾向は年々強まっていったのである。

明治13年7月17日、刑法（いわゆる旧刑法）（明治13年太政官布告第36號）が頒布され、明治14年7月8日の明治14年太政官布告第36號に基づき、明治15年1月1日に施行された。

第七條 左ニ記載シタル者ヲ以テ重罪ノ主刑ト爲ス  
一死刑

……

第十二條 死刑ハ絞首ス但規則ニ定ムル所ノ官吏臨檢シ獄内ニ於テ之ヲ行フ

第十三條 死刑ハ司法卿ノ命令アルニ非サレハ之ヲ行フヲ得ス

第十四條 大祀令節國祭ノ日ハ死刑ヲ行フヲ禁ス

第十五條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ナル時ハ其執行ヲ停メ分娩後一百日ヲ經ルニ非サレハ刑ヲ行ハス

第十六條 死刑ノ遺骸ハ親屬故舊請フ者アレハ之ヲ下付ス但式ヲ用ヒテ葬ルヲ許サス

旧刑法においては、正刑と閏刑の区別が廃止された。死刑は、重罪（同法1条1号）の主刑の1つとされ、死刑執行方法は絞首のみとされた。ここに至って、既に廃止されていた梟示に加えて、斬罪も廃止されたのである<sup>95)</sup>。

上述のように、絞首は、旧刑法施行前に斬罪に取って代わりつつあったわけではない。むしろ、執行後に占める絞首の割合は漸減し、風前の灯となっていた。旧刑法の施行により、絞首は、目立たない場所から、舞台に1人立ってスポットライトを浴びるようになったのである。

95) その経緯を詳述したものとして、新井・前掲注(71)9-17頁、布施勇如「日米の死刑執行を巡る透明性に関する一考察——絞首刑の残虐性を中心に——(I)」龍谷法学47巻1号(2014)57頁以下、72-81頁。

## 明治初期の死刑宣告の動向

周知の通り、現行の刑法（明治40年法律第45号）も、旧刑法を踏襲して、死刑執行方法を絞首のみとした（刑法11条1項）。

以上のように、明治初年に幕府法を受け継いだ際に多岐にわたっていた死刑執行方法は相次いで廃止されていった。こうした中、假刑律の修改において採用された絞首が唯一の執行方法となったのである。

- \* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。